

年収の壁への対応について

【Q & A】

（質問１）「年収の壁」とはどのようなものなのでしょうか。

- これまでいわゆる「年収の壁」が指摘されてきました。会社員の配偶者など、被扶養者の方は、一定以上の収入がない限り社会保険料の負担はありません。
- しかし、そうした方の中にもパートやアルバイトの形で働いている方が多くおられます。そして、年収が 106 万円や 130 万円以上となると保険料負担が発生し、その分手取り収入が減少してしまいます。
- そのため、保険料負担が発生しないよう就業調整してしまう。これが「年収の壁」といわれるものです。



(質問2) 今回の「年収の壁・支援強化パッケージ」は、どのような支援策でしょうか。

○ 人手不足が叫ばれる中、社会全体として労働力を確保することが重要です。そして何より、国民の皆様、一人一人が希望に応じて働ける環境づくりが大切です。そのためには、これまで続けてきた「年収の壁」を、力を合わせて克服しなければなりません。

○ こうした観点から、10月より(※)「年収の壁・支援強化パッケージ」がスタートしています。壁を乗り越えようとする方を強力に支援するものです。

まず、106万円の壁(厚生年金・健康保険)については、キャリアアップ助成金のメニューが新設されています。これにより、パートやアルバイトで働く方が社会保険に加入する場合に、手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行う企業は、労働者1人当たり最大50万円の支援を受けることができます。

また、130万円の壁(国民年金・国民健康保険)については、被用者保険の適用拡大を推進するとともに、被扶養者認定の円滑化が図られています。パートやアルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどして収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明すれば、引き続き被扶養者認定が可能です。

(※) 各支援策の詳細は、10月20日に公表済み。キャリアアップ助成金は、10月1日以降、新たに社会保険に加入した者を対象としている。



- このように、既に目の前に就労の壁を感じておられる方々はもとより、今後、壁に近づく可能性がある方が壁を乗り越えられるよう、機動的に支援できる仕組みが整えられています。

(質問3)「年収の壁・支援強化パッケージ」の詳細を知りたい、どのように活用すれば良いかわからないといった方はどうすればよいのでしょうか。

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」を実効性のあるものとするためには、企業・労働者の皆さまに支援制度の内容をご理解いただき、広く、効果的に活用していただくことが重要です。
- そのため、制度や「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容がよくわからない、詳しく知りたいといった企業・労働者双方の疑問にお答えするため、10月30日から「年収の壁突破・総合相談窓口」が開設される予定です。

電話番号は0120-030-045となります。

こうした取組を通じて、壁に直面する方お一人お一人に寄り添いながら、共に壁を乗り越えられるよう、政府としても支援していくとのことです。ぜひお気軽にお問い合わせください。